

広域交付での戸籍謄本の取得が便利です

問合先 市民課戸籍担当

取得できる範囲
本人・配偶者・直系尊属（父母・祖父母など）・直系卑属（子・孫など）に限られます。
取得の際に必要なもの
本人確認ができるもの（マイナンバーカードや運転免許証などの顔写真が載っているもの）
市内交付場所
市役所市民課、若葉駅前出張所（現在の戸籍のみ）
※ 郵送にて申請される場合や、代理人（第三者請求）の場合は直接本籍地に申請してください

4月1日から市の組織が変わります

問合先 政策推進課政策担当

■ **総合政策部**
秘書広報課に「まちの魅力創造・発信担当」を新設し、シティブロモーションなどの取組を強化します。
■ **福祉部**
「こども家庭センター」を新設し、すべての妊産婦や子育て世帯、こどもの相談支援などを一体的に行います。（設

置場所は、保健センター内）
※ 詳細は7頁
■ **都市整備部**
企業立地課の名称を「企業立地・定住推進課」に変更します。市内への企業立地の推進とあわせ、若い世代や子育て世代などの定住・転入につながる取組を進めます。

戸籍の届出の際に戸籍謄抄本の提出が不要になりました
婚姻届や養子縁組届などの届出の際に戸籍の謄抄本の添付が不要になりました。

戸籍に氏名の振り仮名が記載されます。



現在、戸籍に氏名の振り仮名は記載されていませんが、戸籍法の一部改正により、記載されます。通知は、5月26日（月）以降、国民全員宛に本籍地の市区町村から順次発送されます。

「低所得者支援給付金」を支給します

問合先 福祉政策課福祉政策・地域福祉担当

物価高に苦しむ低所得世帯（住民税非課税世帯および住民税非課税の子育て世帯）を支援するため、給付金を支給します。

対象および受給方法

基準日（令和6年12月13日）において、世帯全員の令和6年度分の住民税均等割が非課税である世帯（世帯全員が課税者から税の扶養を受けている世帯を除く）

振込口座を把握している世帯

3月21日（金）から「支給のお知らせ」を送付しています。前回の給付金振込口座から変更が無ければ、手続きは不要です。前回の口座に振り込みます。なお、一部の方は手続きが必要ですので、必ず支給通知書を確認してください。
振込口座を把握していない世帯
3月28日（金）から「確認書」を送付しています。同封の記入例を参考に、対象要件に合致することを確認の上、返信してください。

支給額

1世帯当たり3万円
（1世帯1回限り）
※ 子育て世帯は子ども1人あたり2万円を加算

申請期間

令和7年6月30日（月）まで

その他

① 令和6年1月2日以降に複数回転入・転出し、上記の対象世帯に該当する世帯
市で税に関する情報を持っていないため申請が必要です。申請書はホームページからダウンロードしていただくか、担当窓口で配付するものをご利用ください。なお、前住所地（令和6年1月1日現在の）の非課税証明書を必ず添付してください。

② 未申告の世帯（全員または一部の方）
非課税世帯であるか確認できないため通知は届きません。支給を希望する方は税務課で申告の上、①と同様に申請書で給付金の申請をしてください。

提出先

給付金コールセンター ☎ 049・298・5277



詳細はこちら

4月は「若年層の性暴力被害予防月間」です

問合せ先 女性センター ☎049・287・4755

一人で悩まず相談を

4月は、進学や就職などで生活環境が大きく変わり、性犯罪・性暴力の被害に遭うリスクが高まる時期でもあります。女性だけでなく、男性やセクシュアルマイノリティの方が被害に遭った場合、被害を申告しにくいという状況があります。加害者の7～8割が顔見知りであるとの調査結果もあります。望まない性的な行為は性暴力です。被害に遭った方は決して悪くありません。被害に遭った場合は、ためらわずに専門の機関に相談してください。

また、身近な人が被害に遭っていると感じたら相談を勧めてください。加害する側に自覚がないこともあるため、性暴力の情報を社会全体で共有し、性暴力をなくしていきましょう。

巧妙な手口に注意

SNSを利用した性犯罪

SNSで知り合った相手から性的な自撮り画像を要求される、勝手に掲載される、なりすました相手から性暴力を受けるなどの被害が起きています。

レイプドラッグを利用した性犯罪

レイプドラッグとは、飲み物や食べ物に混ぜて、相手を抵抗できない状態にして性的行為をする目的で使われる睡眠薬などの薬物の総称です。薬物を飲食物に混入される被害が起きています。

AVアダルトビデオ出演被害

モデル・アイドルなどの勧誘を受けた女性や、応募した経験のある女性が、同意していない性的な行為などの撮影要求を受けたり、アイドルになりたい気持ちを悪用されるなどの、AV出演被害が起きている。

主な相談先など

警察相談専用電話

#9110

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

#8891

性暴力に関するSNS相談

「Cure time」(キュアタイム)

チャット、メール相談、外国語あり



内閣府 HPはこちら



Cure time チャットはこちら

「学生納付特例制度」の申請はお済みですか？

問合せ先 保険年金課保険資格担当

対象者	大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校および各種学校(学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程、ただし私立の各種学校は県知事の認可を受けた学校に限る)、一部の海外大学の日本分校に在籍している学生、 ※ 所得が128万円＋扶養親族数×38万円＋社会保険料控除等を計算した額以下である方		
申請に必要なもの	①本人確認書類(マイナンバーカード、免許証、パスポートなど) ※ 代理人が来られる場合は代理人の本人確認書類(別世帯の代理人の場合は委任状も必要です) ②基礎年金番号通知書または年金手帳 ③申請年度に有効な学生証※(コピー可)または在学証明書(原本) ④申請書(市役所の保険年金課窓口にあります、または日本年金機構のHPからダウンロードできます) ※ 裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合には表面と裏面の両方のコピーが必要です ※ 学生証がアプリの場合には窓口で提示してください		
申請方法	・年度ごとに市役所または年金事務所の窓口で申請書を提出 ・マイナポータルからマイナンバーカードを利用して電子申請を行う		
学生納付特例	老齢基礎年金	障害・遺族基礎年金	
	受給資格期間への算入	年金額への反映	受給資格期間への算入
	○	×	○

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の学生や自営業者などの方は、国民年金に加入し、保険料を納付することが義務づけられています。ただし、学生については申請により、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

納付猶予となった期間が年金の[※]受給資格期間に含まれることとなりますので、将来への大切な備えとなります。猶予された期間の保険料は、承認されてから10年以内に納付(追納)することによって、受け取る年金額に反映させることができます。ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、早めの追納をお勧めします。

なお、納付した保険料は所得税、住民税の社会保険料控除対象となります。

※ 将来、老齢基礎年金を受け取るために必要な保険料納付済期間など(10年以上のこと)



日本年金機構 HPはこちら

障害者手当などのお知らせ

問合先 障害者福祉課障害者福祉担当

市では、次のような手当の支給を行っています。①～③の申請については、専用の診断書の提出が必要です。

①特別障害者手当

対象

20歳以上で、身体または精神の重度の障害により、日常生活で常時特別の介護が必要な状態にある方。ただし、施設に入所中の方、3か月以上継続して病院または診療所に入院している方は受けられません。

手当額

月額 2万9590円

②障害児福祉手当

対象

20歳未満で身体障害者手帳1級、2級の一部、療育手帳○Aを持っている方。ただし、施設に入所中の方は、受けられません。

手当額

月額 1万6100円

③特別児童扶養手当

対象

20歳未満で障害の程度がおむね身体障害者手帳1～3級、4級の一部、療育手帳○A、A、B、精神障害者保健

福祉手帳1級、2級の一部の障害児の養育者。ただし、障害児が施設に入所中の方は、受けられません。

手当額

・重度(手当1級)

月額 5万6800円

・中度(手当2級)

月額 3万7830円

※ ①～③については所得制限があります

④在宅重度心身障害者手当

対象

65歳未満(現在受給中の方は65歳以上も含む)で身体障害者手帳1級、2級、療育手帳○A、Aおよび精神障害者保健福祉手帳1級の方(特別障害者手当、障害児福祉手当および経過措置による福祉手当の受給者、特別養護老人ホームなどの施設入居者は除きます。)

手当額

月額 5000円

※ 市県民税が課せられている方は、その年の8月分から翌年の7月分まで、手当が支給停止となります

国民年金保険料の前納について

問合先 保険年金課保険資格担当

令和7年4月からの国民年金保険料は、月額1万7510円です。日本年金機構から送付される納付書には、6か月および1年前納用も同封されています。国民年金保険料をまとめて前払い(前納)すると、割引きが適用されお得です。

令和7年4月からの国民年金保険料は、月額1万7510円です。日本年金機構から送付される納付書には、6か月および1年前納用も同封されています。国民年金保険料をまとめて前払い(前納)すると、割引きが適用されお得です。



詳細はこちら

高齢者補聴器購入費を助成します

問合先 健康長寿課地域包括ケア推進担当

聴力機能の低下により日常生活、会話などに支障を来している高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

対象 次のすべてに該当する方

・市内在住の65歳以上
・聴覚障害の身体障害者手帳の交付対象にならない
・両耳の聴力レベルが40dB以上70dB未満(中等度難聴)に該当する

・医師が補聴器の必要性を認めた方(「医師意見書」が必要)
・市税の滞納がない

助成限度額

市民税非課税世帯…5万円

市民税課税世帯…2万円

助成の対象となる費用

医療機器認定を取得している補聴器の購入に関する費用(診察料、文書料、修理費用、送料などを除く)

申請方法

「申請書」および「医師意見書」を健康長寿課窓口またはホームページより入手し、医療機関受診後、健康長寿課窓口へ提出してください。助成決定後に、補聴器を購入していただきます。申請前に補聴器を購入された場合は、対象外となりますので注意してください。



詳細はこちら

出産被保険者に対する制度について

問合先 保険年金課保険資格担当

- 国民健康保険被保険者および国民年金第1号被保険者が出産した際には、届出により出産前後の一定期間の保険税(料)が減額(免除)される制度があります。
- ※ 出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます(死産、流産、早産を含む)
- 対象期間**
- ・ 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間
 - ・ 多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間
- 【国民健康保険】**
- 対象者** 令和5年11月以降に
出産する予定の被保険者または
は出産した被保険者
- ※ 産前産後期間に納める保険料が0円になるとは限りません
- 申請窓口**
- 保険年金課(郵送、電子申請も可)
- ※ 出産予定日の6か月前から申請可能
- 必要書類**
- ・ 届出書
 - ・ 本人確認書類(マイナンバーカードまたは運転免許証など)
- 母子健康手帳など出産(予定)日がわかるもの
・ 母子関係を明らかにすることができ書類(出産後の届出の場合)
- ※ 届出用紙は市ホームページからダウンロードするか、保険年金課窓口でお渡しします
- ※ 郵送の場合は出産予定日が確認できるページのコピーを添付してください
- 【国民年金】**
- 対象者** 国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方
- ※ 第2号被保険者(厚生年金加入者)は勤務先へ申し出ください
- 産前産後期間として認められた期間は、保険料を納めた期間として扱われるため将来の受給額に反映されます。
- 産前産後期間は保険料が免除されますが、付加保険料(400円)は納付することができます。
- また、すでに保険料を前納された場合、産前産後期間の保険料は還付となります。
- 申請窓口**
- 保険年金課(郵送可)

交通事故などで治療を受けるときは連絡を

問合先 保険年金課保険給付担当

- ※ 出産予定日の6か月前から申請可能
- 必要書類**
- ・ 届出書
 - ・ 本人確認書類(マイナンバーカードまたは運転免許証など)
- 母子健康手帳など(出産前の届出の場合)
- ・ 出産日などを明らかにする書類(母と子が別世帯の場合)
- ※ 届出用紙は日本年金機構のホームページからダウンロードするか、保険年金課窓口でお渡しします
- ※ 郵送の場合は出産予定日が確認できるページのコピーを添付してください
- 国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者が、交通事故や飼い犬に噛まれたなどの第三者(他人)の行動が原因となる)による行為によってけがや病気となり、健康保険を適用して治療を受ける場合は、事前にケガをした際の状態をご連絡ください。内容によっては、届出が必要な場合があります。また、医療機関へ第三者行為による治療であることを伝えてください。
- 本来、治療費は加害者が支払うものですが、一時的に国民健康保険または埼玉県後期高齢者医療広域連合で立て替え払いをし、後で加害者に請求することになります。
- 事前に連絡なく加害者から治療費を受け取ったり、示談に应じたりすると、国民健康保険または後期高齢者医療制度から治療に対する医療費の給付が受けられなくなりますので注意してください。
- 保険適用外になるもの**
- ① けんか、酒酔い運転によるけがなど(社会的に非難される不法行為など)
 - ② 仕事中や通勤途中のけがや病気(労災保険や他の保険の対象となるもの)
- 医療機関の診療報酬明細書(レセプト)で傷病の原因が判別できないことがあるため、交通事故など(第三者行為)による負傷でないか「負傷原因照会書」や「第三者行為受傷原因の確認について」を送付することがあります。



競争入札参加資格審査申請の追加受付

問合先 財政課契約担当

令和7・8年度競争入札参加資格審査申請の追加受付を行います。

入札参加資格の有効期間
令和7年8月1日(金)から令和9年3月31日(水)まで

建設工事等
受付期間 5月1日(木)～16日(金)(既登録業者の追加申請は5月1日(木)～23日(金))

申請方法 申請書類を事業者申請ポータルにアップロード
※ 郵送で提出する場合、受付最終日までの消印有効



市HP(工事)はこちら



市HP(物品など)はこちら

物品・その他
受付期間 5月1日(木)～5月30日(金)

申請方法 専用フォームから
※ やむを得ない事情がある場合は郵送可
※ 詳細は、市ホームページをご覧ください

第3期鶴ヶ島市立図書館基本構想(素案)の意見募集

問合先 生涯学習スポーツ課社会教育担当

教育委員会では、管理体制の変化や刻々と変化する社会情勢に対応するための基本的なビジョンを「これからの図書館像」として明らかにする「第3期鶴ヶ島市立図書館基本構想」の策定を進めています。この度、計画の素案がまとまりましたので、意見を募集します。

受付期間 4月4日(金)～4月24日(木)

閲覧場所 市ホームページ、市役所、若葉駅前出張所、女性センター、中央図書館、各図書館分室、若葉駅前カウン



回答はこちら



市HPはこちら

ター、各市民センター

提出方法 ①専用フォーム
②住所、氏名、電話番号、意見様式自由を記入し、メール(☐1080000500@city.tsurugashima.lg.jp)、郵送(〒350-2292(住所不要)、ファクシミリ(☐049-271-4280)または直接生涯学習スポーツ課へ

住宅の耐震診断・耐震改修に補助金を交付

問合先 都市計画課開発建築担当

対象 ①昭和56年5月31日以前に着工された木造2階建て以下の戸建住宅または兼用住宅

②耐震改修は、耐震診断による安全性評価が1.0未満の建築物

補助金額
耐震診断 費用の1/2で上限5万円

耐震改修 費用の23/100で上限20万円

その他 補助金の交付には条件がありますので、必ず耐震診断・耐震改修の実施前に問い合わせてください。すでに着手された方は補助の対象になりません。

マイナ保険証で限度額認定証などの申請が不要になります

問合先 保険年金課保険給付担当

マイナ保険証をご利用ください
令和6年12月2日から健康保険証の発行が終了し、マイナ保険証(保険証利用登録がされたマイナンバーカード)を基本とする仕組みに移行しました。マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額認定証などの事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

ただし、入院時の食事療養標準負担額の減額を受ける場合(住民税非課税世帯で、過去12か月の入院日数が90日を超える方)は、申請が必要です。

※ 社会保険に加入されている方は、加入中の健康保険組合に問い合わせてください



厚生労働省HPはこちら

合に問い合わせてください

マイナ保険証の利用申し込み方法
左記の方法で申し込みが可能です。利用申し込みについては、原則即時可能ですが、医療機関等で利用できるようになる(登録完了)まで時間がかかる場合があります。

- ・医療機関・薬局などの受付にあるカードリーダー
- ・マイナポータル
- ・セブン銀行ATM

※ 詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください

4月1日から精神障害者保健福祉手帳を持つ方の介護者のつるバス・つるワゴン運賃が無料になります。

対象者

・精神障害者保健福祉手帳1級で、手帳に旅客鉄道株式会社旅客運賃減額第1種のスタンプが押してある方
・12歳未満で精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
上記対象者が「要介護」の記載がある特別乗車証を提示することで、介護者1名が無料で乗車できるようになります。

※ 介護者単独での使用はできません

すでに特別乗車証を持っていて、「要介護」の記載を希望される方は、障害者福祉課の窓口へお申し出ください。

持ち物

- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・特別乗車証

問 障害者福祉課障害者福祉担当
都市計画課交通政策担当



つるバス・つるワゴン特別乗車証の交付

問合先 健康長寿課高齢者福祉担当、障害者福祉課障害者福祉担当

高齢者・障害者に対して、つるバス・つるワゴン特別乗車証を交付しています。新たに交付を希望される方は下記により申請をしてください。即日交付できます。

※すでに乗車証をお持ちの方は、そのまま利用できます

対象 高齢者 市内在住で70歳以上
障害者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者 難病の方

持ち物 氏名、住所、生年月日が確認できるもの（免許証、マイナンバーカード、障害者手帳、難病の受給者証など）

○…受付可 ×…受付不可

受付場所	受付時間	月曜日	火～金曜日	土曜日	日曜日・休日
市役所 1階 障害者福祉課 市役所 2階 健康長寿課	8時30分～17時15分	○	○	×	×
若葉駅前出張所	9時～17時30分	○	○※1	×	×
各市民センター	9時～17時15分	×	○	○	×

※1 木曜日のみ、9時～21時まで受付しています

監査委員は市の事務をチェックします

問合先 監査委員事務局

令和7年度監査実施予定

種 類	事 務 の 内 容	予 定
例月出納検査	会計管理者の行う出納事務が適正に行われているかを検査します。	毎 月
定 例 監 査	各課の財務会計事務を中心として、その執行が適正に行われているかを監査します。	10～2月
工 事 監 査	定例監査の一環として、請負契約の金額が原則1000万円以上となる工事の中から監査します。	随 時
財政援助団体など に対する監査	市が財政的援助を行っている団体または市の施設の管理運営を委託している指定管理者に対し、補助金や指定管理料に係る事業などが適正に行われているかなどを監査します。	9・10月
決 算 審 査	一般会計および特別会計（国民健康保険特別会計など）の歳入歳出決算について、審査します。	6・7月
基金運用状況審査	決算審査に併せ、定額の資金を運用する基金について、その運用状況を審査します。	6月
財政健全化審査	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）およびその資料が適正に算定されているかを審査します。	8月

監査制度の目的は、市の財務会計事務や事務事業の執行が、公正で合理的かつ効率的に実施されているかを監査し、その結果を公表することにより、行財政運営の健全性と透明性を確保し、市民福祉の増進と市政への信頼確保に努めることにあります。

監査委員は、地方自治法の

規定に基づく必置機関で、その法定数は原則2人と定められています。

監査の種類は、監査計画を定めて行う監査と市民の請求、議会や市長の要求などにより行う監査があります。

※ 監査結果は、随時、市ホームページへ掲載します

10月1日から下水道使用料が改定されます

問合せ先 坂戸、鶴ヶ島下水道組合業務課 ☎049・288・3361

改定が必要な理由

下水処理場や下水道管などの維持管理に必要な費用は、公共下水道利用者からいただいた使用料で賄うことが原則です。しかし、現状は使用料収入だけでは賄えず、不足分を鶴ヶ島市と坂戸市からの負担で補っています。加えて、今後人口減少などに伴う使用料収入の減少や施設の老朽化が見込まれることから、将来にわたり持続可能な下水道事業の運営を図るため、使用料を改定します。公共下水道利用者の皆さんにはご負担をお掛けすることになりますが、今後より一層の経費削減や経営の合理化など、経営改善に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

改定の時期

改定後の使用料は、令和7年10月1日以降に算定する使用料から適用となります。ただし、令和7年9月30日以前から継続して公共下水道を使用している方については次のとおりです。

偶数月検針（2か月）の方

令和7年10月検針分は現行

の使用料が適用され、令和7年12月検針分以降から改定後の使用料が適用となります。

奇数月検針（2か月）の方

令和7年11月検針分は、10月11月分のうち10月分は現行の使用料、11月分は改定後の使用料が適用となります。

※ 詳しくは組合ホームページをご覧ください

下水道使用料改定表

(税込)

使用水量	現行 令和7年9月分まで	改定後 令和7年10月分から	比較
0m ³ /2月	1760 円	2200 円	440 円
10m ³ /2月	1814 円	2254 円	440 円
20m ³ /2月	1870 円	2310 円	440 円
30m ³ /2月	3278 円	3740 円	462 円
40m ³ /2月	4686 円	5170 円	484 円
50m ³ /2月	6556 円	7326 円	770 円

※ 使用水量は水道メーターで算出しています
※ 川越市の下水道を使用している一部地域については対象外です



組合HPはこちら

公共下水道へ接続しましょう

問合せ先 坂戸、鶴ヶ島下水道組合業務課 ☎049・288・3361

下水道が使用できる区域の方は早期の接続をお願いします。下水道は、台所、トイレなどから出る汚水を衛生的に処理し、住環境を良好にする施設ですが、接続しなければ生活環境の改善・水質保全の効果が発揮されません。下水道法では、下水道が使用できるようにになったら、浄化槽は速やかに下水道へ接続し、くみ取りトイレは3年以内に水洗化することが義務付けられています。

市の下水道は、汚水と雨水を別々に処理しているため、雨どいから汚水管へつないで一緒に流すことができません。雨水を汚水管に流すと、大雨時に道路上のマンホールや、宅地内の汚水ますからあふれてしまう恐れがあります。宅地内の雨水（雨どいなど）が汚水管に流れていないか確認しましょう。当組合職員が戸別訪問での普及活動を実施しています。

下水道への接続は指定工事店で
下水道への接続は、当組合で指定を受けた「坂戸、鶴ヶ島下水道組合指定工事店」でないと工事ができませんので



注意してください。

※ 新築や建替え以外の下水道への接続工事で、上限40万円を無利子で貸し付けする「水洗便所改造資金貸付金制度」があります



組合職員を募集します！（下水道組合・消防組合）

坂戸、鶴ヶ島下水道組合

問合先 坂戸、鶴ヶ島下水道組合総務課 ☎049・283・2051

募集職種

事務職、土木職、機械職

採用予定人数 若干名

第一次試験

筆記試験（SPI3）

6月1日（日）

面接試験

6月1日（日）、6月8日（日）の
どちらか指定された日時

申込期間

持参 4月14日（月）～5月14日（水）

（土・日曜日、祝日は除く）

9時～17時

郵送 4月14日（月）～5月14日（水）

（水）消印有効

受験資格

① 大学を卒業または令和8

年3月までに卒業見込みで、

平成7年4月2日以降に生ま

れた方

② 短期大学（専修学校を含

む）を卒業または令和8年3

月までに卒業見込みで、平成

7年4月2日以降に生まれた

方

③ 高校を卒業している平成

7年4月2日以降に生まれた

方

※ 土木職は、土木の課程を

専攻した方

※ 機械職は、

機械の課程を

専攻した方



詳細はこちら

先輩からのメッセージ



もりおか 森田主事
総務課
勤務年数 3年目

Q.坂戸、鶴ヶ島下水道組合を選んだ理由は何ですか？

A.下水道は日常生活で重要な役割を果たしているインフラのひとつであり、市民の安心で安全な暮らしを守っていききたいと思い志望しました。

Q.未来の職員へのメッセージ

A.下水道の知識がなく不安を感じる方もいると思います。職場では経験豊富な上司や先輩方がサポートしてくれます。様々なことを学び一緒に成長しましょう。

坂戸・鶴ヶ島消防組合

問合先 坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部総務課 ☎049・281・3118

募集職種

消防職

採用予定人数 若干名

第1次試験

筆記試験（SPI3）

6月15日（日）

申込期間

持参 5月12日（月）～30日（金）

（土日を除く）8時30分～17時

15分

郵送 5月12日（月）～28日（水）

消印有効

受験資格

大学を卒業または令和8

年3月までに卒業見込みで、

平成8年4月2日以降に生

まれた方

受付場所 坂戸・鶴ヶ島消

防組合消防本部総務課

※ 詳細は、組合ホームページまたは消防本部総務課で

配布している

募集案内をご

覧ください



組合HPはこちら

先輩からのメッセージ



さいとう 齊藤主事補
鶴ヶ島消防署第1警防担当
勤務年数 3年目

Q.坂戸・鶴ヶ島消防組合ではどんなことをしていますか？

A.現場活動や日常の訓練、また消火栓や防火水槽の水利の点検や消防、防災訓練と幅広い業務があります。一つひとつの業務が市民の安心、安全に繋がると思い日々働いています。現場活動や訓練では困難なこともあります。上司や仲間と乗り越えることで達成感ややりがいを感じます。

Q.未来の職員へのメッセージ

A.消防職員になりたいという強い気持ちをもって最後まであきらめずに頑張ってください。

いちじょう 一條主事補
鶴ヶ島消防署第2警防担当
勤務年数 4年目



Q.仕事でやりがいを感じた時はどんな時ですか？

A.消防士は、様々な災害に対応できるよう日々訓練を重ねています。その努力が災害活動に活かされ市民の力になれたときに、大きなやりがいを感じます。将来は、災害により苦しんでいる人を助けることができる特別救助隊員を目指し、目の前の訓練に全力で取り組んでいます。

Q.未来の職員へのメッセージ

A.私たちとともに地域の方の安全と安心を守りましょう。